事 前 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名		交通安全対策事業(歩道設置)			
地区名		一般	一般国道 151 号		
事業箇所			またしたらぐんとうえいちょう み わ 北設楽郡東 栄 町 大字三輪地内		
事業のあ らまし		て当しせ	 本路線は、長野県飯田市から愛知県豊橋市を結ぶ幹線道路であり、この地方の交通の要となっている。 ・当該区間では、三遠南信自動車道の開通後、観光目的の交通量が増加し、事故の危険性も増加しているが、歩道が設置されておらず、近くに駅や病院があるが、学生や高齢者は車道を通行せざるを得ない大変危険な状況となっている。 ・そのため、本事業で歩道を設置することにより、歩行者の安全を確保するものである。 		
事業目標		【達成(主要)目標】 ① 歩行者の安全確保 【副次目標】 —			
事	業費		事業費	内訳	
		1221	0.87 億円	■工事費 0.84 億円、■用補費 0.01 億円、■その他 0.02 億円	
事業期間				29 年度 着工予定年度 平成 29 年度 完成予定年度 平成 30 年度	
事業内容 ・歩道設置工 L=61m、W=2.5m				, H=2. OII	
<u> II 評価 </u>					
①事業の必要性	1) 必要性		る。 ・歩行者と車両	院があるが、歩道が設置されていないため、歩行者が危険な状況となってい を分離し安全を確保するため、歩道の設置が必要である。 現状の課題又は原来の予測から東莞の必要性がある。	
			$A \qquad \begin{vmatrix} A : \\ B : \end{vmatrix}$		
性	判定		【理由】 現状の課題か	ら事業の必要性があると判断されるため。	
②事業	1) 事業計画			H29 H30 調査・設計 → 工種 □ 区分 工事 ・歩道設置工 → 事業費(億円) 0.87	
②事業の実効性	2) 地元の合 意形成		・地元より要望	書が提出されるなど、整備要望の声が強く、地元の合意形成が図れる環境に	
1生	判定		A A: B:		
			【理由】 四沿か事業執	行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。	
田 対応方針				コネスル 正 ノ (60 7 、	
事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。					
妥当である。				でない。: 上記以外のもの。	
-					

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

事業実施前後の交通状況及び歩行者の安全性の変化。